

マイホーム購入を考える

問1:あなたはマイホームを購入する場合に何を重視しますか？

<想定される回答>

- ① 費用（購入価格・諸費用など）
- ② 間取り（広さ、物件の強度など）
- ③ 土地（広さ、方位、面する道路幅など）
- ④ 立地条件（通勤手段、スーパー、病院、学校など）
- ⑤ 周囲の環境（緑が多い事、閑静な住宅街）
- ⑥ 個人的な条件（親族が近隣に住んでいる、知り合いがいる、校区を変わりたくないなど）

問2:あなたはこのチラシの情報以外に何を知りたいですか？

<想定される回答>

- ① A・B物件の価格差の理由について知りたい。
（敷地面積・駅までの交通の便・方角など、すべてB物件の方が条件が良いのに、なぜ価格は安いのか？）
- ② B物件の校区はどこになるのか知りたい。
（A物件には校区の記載があるのに、なぜB物件には記載がないのか？）
- ③ 具体的な立地条件
生活に必要なスーパーなどの商業施設、公共施設、病院など
地域の物価
周囲の環境（日当たり、騒音、振動、交通量など）
周囲の住宅状況（一戸建て・マンションなど）
校区の学校のレベル（特に中学校の進学校への進学率）
地域性（風俗店や暴力団の事務所等が近くにないか、過去に事件などが発生していないか、トラブルが無いか、地域の慣習や地域住民の所得、同和地区等）
近隣の人たちの人柄（トラブルメーカーが住んでいないか）

<解説>

この2件のチラシから見ると、明らかに『B物件』の条件が良いようです。そうだとすると、『B物件』には、何らかのマイナス条件があるのだろうと私たちは思ってしまいます。

例えば、付近の環境に違いがあるのではないかと考えるかもしれません。近くに大きな工場があり騒音が出るとか、劣悪な地勢条件、すなわち、河川沿い、河川敷地内、沼沢地、傾斜地などにあるのではないかなどです。

特に、人権問題として考えられるのは「その家のすぐ近くに同和地区があるとか、同じ町内であるとか、また、同じ学校区である」などです。

これらにより、価格が低く設定されているのではないかと考える人がいるかもしれません。

でも、それはどうしてそう思うのでしょうか。

問3: 知人はどうして、学校のレベルや地域性、近隣の人たちの人柄などを確かめた方がいいと言うのでしょうか？

<想定される回答>

- ① 良い教育環境で子どもを育てたい。
- ② 今後、長く近隣の人たちと良好な人間関係を築き、円満な生活を送りたいので、周囲の人たちの人柄が気になる。

<解説>

発達段階にある子どもにとって、周囲の環境が与える影響は決して小さくはありません。

出来れば、「なるべくレベルの高い学校に行かせてやりたい」「より良い環境を整え、学力・人格形成などの場において、良い影響を享受させてやりたい」と願うのは、親として当然のこととされます。

また、マイホームを購入するということは、大半の人にとって、そこを「終の住処」とすることを意味します。今後、長く近隣の人たちと良好な人間関係を築き、円満な生活を送りたいと思うので、周囲の人たちの人柄が気になってくるものと思われれます。

しかし、個人情報や差別性のあること、例えば「そこが同和地区に関わるかどうか」を調べることは、単なる情報の入手にとどまるものではなく、部落差別になり人権侵害にあたります。

問4: あなたは不動産業者の対応をどう思いますか？

<想定される回答>

- ① 顧客の要望には最大の説明義務があるはずで、これでは納得できないので、この業者は不親切だから別の業者に変えようと思う。
- ② 業者としてもっと親切に回答して欲しいと思う。
- ③ 個人情報と言うのであれば仕方がないとも思うが、調べればすぐ分かる事なのに、何故それが人権問題になるのか分からない。

<解説>

個人情報や差別性のあること、例えば「そこが同和地区に関わるかどうか」を調べることは、単なる情報の入手にとどまるものではなく、部落差別になり人権侵害にあたります。

また、宅建業法において、業者は顧客からの質問に誠実にうそ偽りなく答える義務を負っていますが、問われれば知っていることを洗いざらい顧客に伝えなければならないということの意味してはではありません。知っているからと言って、何でも第三者に伝えることは重大なプライバシー侵害であり、差別的な意図をもってなされる質問や人権侵害につながるような質問には答えてはいけません。

このことを踏まえた上で、この不動産業者の対応を考えてみましょう。

この業者の「人権問題に抵触するおそれのあるデリケートな質問で答え難いのですが・・・」との回答は、暗に同和地区の存在を匂わせる安易な回答であり、適切とは言えないものです。ここでは逆に、顧客からの質問が差別性を含むものであるとすれば、むしろその差別性を指摘することが求められています。

『大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針』では、人権問題の解決に向けて、大阪府は、府民に対し、宅地建物取引に関して生じる人権問題の解決に向けて理解と協力を求めるとともに、業界団体の広報媒体の活用についても密接な連携を保つよう要請していくこととしています。

問5:なぜ同和地区を避けるのか考えてみて下さい。

<想定される回答>

- ① マイナスイメージがあるので同和地区とは関わりたくない。
- ② 部落出身者とみなされる（差別される）可能性があるから同和地区は避ける。

<解説>

2006年に大阪の飛鳥会事件、奈良市の給与不正受給事件など一連の不祥事に対して警察や行政情報だけでもとづいたマスコミの集中豪雨的な報道がなされました。このため同和地区に対するイメージが大幅に悪化している懸念があります。

同和地区や同和地区住民に対する直接的な差別は影を潜めてきている一方で、同和地区とのかかわりをもてば、部落出身者と見なされる可能性があるので避けたいという「忌避意識」が問題となります。

「部落出身者と見なされる可能性」を避けたい。このような忌避意識がストレートにあらわれてくる現象、それが部落の土地に関する差別です。

「部落出身者とみなされる可能性の忌避」については、例えば、

- ① 町名変更によって同和地区と同じ町名になることへの反対運動が周辺住民によって起こる。
- ② 旧隣保館などがあると、その周辺は同和地区とみなされる。
- ③ 同和地区を含む校区が忌避の対象になり、校区の統廃合に際し、同和地区を含む新たな校区への編入を拒否する。

などがあげられます。

同和地区や部落出身者を差別するつもりなどはないけれど、また、強い偏見があるわけでもないけれど、ただ、自分や家族が部落差別を受ける側に置かれることだけは避けたい。このような「部落出身者とみなされる可能性への忌避」が差別の現実を作り上げています。

これらの忌避意識の解消に向け、いかに取り組みを行って行くかが、今後の重要な課題であると思われます。

問6:(同和地区を避ける)忌避意識を解消するためにはどうすればいいか考えてみて下さい。

<想定される回答>

- ① 部落問題の正しい知識を学習する。
- ② 社会の仕組みを変え、部落の生活実態を改善する。
- ③ 人権擁護や差別を禁止する法を制定する。
- ④ 企業、行政等での研修啓発を充実させる。
- ⑤ 地域で人権を守る運動をする。

<解説>

忌避意識は、それを道徳的に批判しても退治できるものではありません。忌避意識を無くすには、具体的な各種取り組みが必要です。

①正しい知識の習得

忌避意識の背景に部落問題に関する無知や誤った理解があります。そもそも、部落問題とは何か。今日でも部落差別の現実はあるのか。それはどのような形であらわれているのか。封建

的身分制度が解体されたにもかかわらず、なぜ部落差別は解体しなかったのか。正しい知識の習得は重要です。

②部落の生活実態の改善

部落に対するマイナスイメージや忌避意識をなくしていくために部落の生活実態の改善も重要です。これまでの取り組みによって、部落の実態的差別は大きく改善されました。しかし、なお多くの課題が残されていることも事実です。差別の再生産を断ち切るために教育保障、安定就労などが重要です。

③差別禁止法の制定

「差別は許されない」ことを個人の倫理観や人権意識にゆだねるのではなく、人権擁護や差別禁止に関わる法制定が重要です。社会の規範である「法」のもつ啓発効果は大きく、社会の動向が人権尊重の方向に確実に進んでいることを市民に感じ取らせる大きな役割を発揮し、忌避意識の克服に大きく作用していくでしょう。

④企業・行政・各種団体・

企業など組織が個人の認識に及ぼす影響力は、大きいものがあります。例えば、企業における同和問題研修の取り組みは研修内容による影響というよりは、企業の中でこうした取り組みが実施されているという事実そのこと自体が、参加者に高い啓発効果を発揮し、時代や社会の流れを印象づける役割を果たしているものと思われます。

⑤地域での取り組み

地域における身元調査お断りの取り組みなど、生活現場からの市民相互の人権ルールが作りだされていくとき、忌避意識は行き場を失っていくでしょう。

企業や地域に限らず、行政や宗教界などさまざまな組織や団体等での取り組みの推進が期待されています。